

水^{みな}
俣^{また}
市^し



(市 役 所)

一 概 況

県の最南端に位置する、人口二六、九七八（平成二二年国勢調査）、面積約一六三平方キロメートルの市である。北は葦北郡芦北町及び津奈木町、南は鹿児島県の出水市及び伊佐市、東は球磨郡球磨村に接し、西はリアス式海岸となって八代海に面している。市の三方は、矢筈山、国見山、大関山などの山嶺に囲まれており、水俣川が地域の中心を東西に流れて八代海に注いでいる。市街地は水俣川河口部に広がる平坦地を中心に形成されており、JNC（旧チッソ）水俣製造所など化学工業関連の工場などが市街地に隣接して立地している。

主な産業としては化学工業・農林業などがあげられる。産品は、化学工業製品として液晶材料・有機シリコン化合物などのファインケミカル、化学肥料、合板があり、ICの生産拠点にもなっている。農産物では、サラダ玉ねぎやお茶、甘夏、デコポンなどの柑橘類などがあげられる。

交通面では、第三セクターによる肥薩おれんじ鉄道および国道三号が縦断し、平成一六年三月には、九州新幹線新水俣駅が開業し、利便性が向上している。

観光資源として、市内に、海の「湯の児温泉」と山の「湯の鶴温泉」の二つの温泉地を有している。全国桜の名所百選にも選ばれた湯の児海岸道路の桜並木、湯の鶴の七滝、寒川水源、誰でも気軽に楽しめる太刀魚釣りなどのほか、徳富蘇峰・蘆花兄弟の生家などがある。

また、エコパーク水俣（水俣湾埋立地）には、バラ園、竹林園など、道の駅に指定された観光物産館があり、観光客の周遊拠点となっている。

二 市名の由来

「みなまた」の地名は、古くから『延喜式』（九二七年）『和名妙』（九三〇年代に成立）にも記されている。

吉田東伍博士が『大日本地名辞書』に「葦北郡水俣郷、今水俣村即是なり、津奈木の南にして、江山自ら一郷を成す。佐敷の南四里半、薩州米之津の北三里半の此地は西南州郡界の山谷より溪潤出で来たりて、其水数詠と為りて海湾に入る。

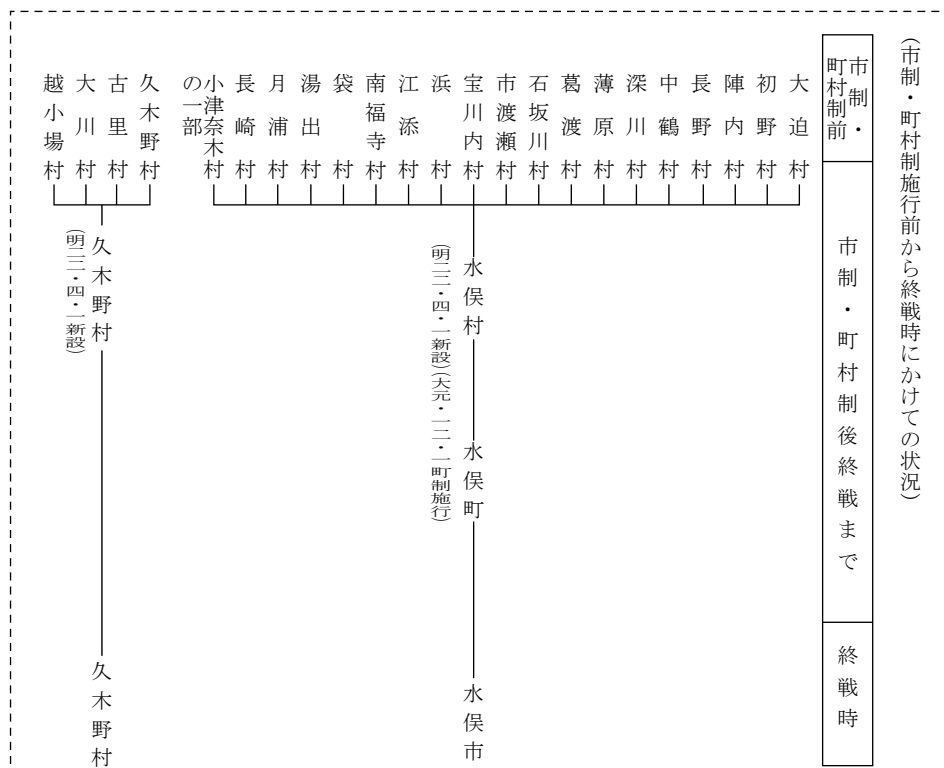
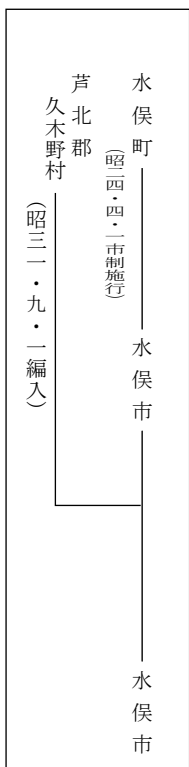
水俣の本義即ち之に因る」と記しているように、「みなまた」の地名は、水俣川・湯出川などがこの地で合流し、水が「股」になっている様子に由来するものである。

三 平成の合併検討経緯

平成一二年三月の県市町村合併推進要綱の公表以後、当地域においては、まず水俣・芦北一市三町での検討がスタートしたが、田浦町・芦北町の合併検討が先に具体化した。水俣市は、合併には前向きな姿勢を見せ、隣接する津奈木町との合併協議を模索していたが、津奈木町における住民投票で、水俣市との法定協議会設置反対が過半数を占めたため、協議会の設置には至らず、事実上これにより合併特例法下での合併検討は終息した。(第二編「水俣・芦北地域」参照)

四 昭和以前の合併検討経緯

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一) 水俣村

戦国時代には、肥薩両国の勢力争いの地であり、徳川中期には、頼山陽など文人墨客の往来があつて文化的にも栄えた。

明治七年(一八七四)の改正大小区制の下では、大迫村、初野村、小津奈木村は第一三大区第九小区に、陣内村、深川村、長野村、中鶴村、薄原村、市渡瀬村、葛渡村、石坂川村、宝川内村は第二三大区第一〇小区に、浜村、江添村、南福寺村、袋村、月浦村、湯出村、長崎村は同大区第一一小区に属していた。一二年の郡区町村編制法の施行の際も、三つの戸長役場の下に分かれた。すなわち、小津奈木、初野、大迫の三か村は田川、湯浦、津奈木、岩城の四か村とともに、陣内、長野、中鶴、深川、薄原、葛渡、石坂川、宝川内、市渡瀬の九か村は久木野、古里、大川内、越小場の四か村とともに、浜、南福寺、江添、月浦、袋、長崎、湯出は七か村でそれぞれ行政区域とされた。二二年の町村制施行に伴い、前記一九か村(小津奈木村は、元水俣郷に属した部分)が合併し、郷名をとつて水俣村(人口一二、三〇三人、村長深水頼寛)が発足した。当時、水俣は製塩が盛んであり、また、みかん園なども造成されるようになり、天草から大口、牛尾両金山へ動力石炭を輸送する船と馬車でにぎわっていた反面、大半の村民は零細な農漁業や官有林払下げの下請労務などに従事していた。同三七年頃から海岸埋立工事などが始まり、四一年には、工場誘致によつて現在のJNC(旧チソ)水俣製造所の前身である日本カーバイト商會が設立された。

大正元年(一九一二)二月、水俣村は町村制を施行し、(人口一五、〇〇〇人、戸数二、七〇〇戸)昭和二年四月一日、市制を施行した。

(二) 久木野村

旧藩時代は、一小村で、惣庄屋によつて統合された。伊藤氏が、湯浦村より着任して以来五代続けて惣庄屋であつたが、維新後、水俣郷に併合され明治七年(一八七四)の改正大小区制下においては、久木野村、古里村、大川内村、越小場村は第一三大区第一〇小区に属した。明治一二年、郡区町村編制法の施行により、久木野、古里、大川、越小場の四か村は、陣内村などともに一三か村で一行政区域となつたが、一四年には、この四か村が久木野村列として一行政区域となり、戸長役場が置かれた。二二年、町村制の施行に伴い、この四

か村が合併して久木野村として発足した。

2 町村合併促進法制定後の経緯

当初の県の試案では、水俣市は、隣接の津奈木村、久木野村を編入することとなつていた。人口三千余の久木野村は、地理的にみて水俣市以外の合併は考えられなかったが、同村は、当時二億六千万円の基本財産(山林)を有し、年間五百万円程度を恒久的に伐採売却し得るので、村財政に関する限り、将来にわたり健全財政を維持できるということと、村民は合併に対し無関心であつた。しかし、県地方事務所の指導と全国的な町村合併の動向により、ようやく合併の気運が盛りあがるとともに、水俣市の合併に対する理解ある態度は、住民に安心感をあたえた。

昭和三十一年(一九五六)三月、県のあつせんで合併に関する最初の話し合いがもたれ、同年五月、第一回の合併促進協議會が開かれて合併条件の大綱を決定し、七月三日、知事に編入の申請を行い、九月一日編入となつた。

津奈木村との合併は、両市村とも熱意がなく、合併は行われなかつた(津奈木町の項参照)。

3 合併条件および協定事項

(一) 合併の時期 昭和三十一年九月一日

(二) 支所

1 久木野村役場に支所を置く。

2 支所においては、次の事務を行う。

ア 戸籍および住民登録に関する事務

イ 証明に関する事務

ウ 主食配給に関する事務

エ 市税その他徴収に関する事務

(三) 議会の議員

1 議員の定数および選挙に関する事項

促進法第九条第二項により、議員の定数を三人増加する。

2 前号の三人の選挙区は、久木野村の区域とする。ただし、前号の選挙区は、

合併と同時に挙行する選挙の際に限り設けるものとする。

(四) 農業委員会委員

久木野村の選挙による農業委員については、促進法第九条の三の規定に基づき、その互選による三人を水俣市の選挙による農業委員として水俣市農業委員会の委員の残任期間引き続き在任せしめる。

(五) 教育委員会委員

久木野村の選挙による教育委員については、促進法第九条の二の規定に基づき、その互選による一人を水俣市の選挙による教育委員として、水俣市の教育委員会の選挙による委員のうち残任期間の短いものの残任期間引き続き在任せしめる。

(六) 一般職員の身分取扱い

- 1 合併の際現にその職にある久木野村の村長、助役、収入役、教育長および一般職員は、合併と同時に失職するが、引き続き水俣市の一般職員として身分を保有せしめ、一般職員の久木野村における勤続年数は、これを通算する。
- 2 久木野村の退職手当支給条例を水俣市職員退職手当支給条例なみに改正し、合併前後の退職の時期によって退職者が不利益をこうむらないよう措置する。
- 3 一般職の職員で、合併後一年以内に退職を申し出た者に対しては、普通退職手当の額に左に掲げる割合を乗じて得た額を支給するものとし、昭和三一年八月末日までに退職を申し出た者の退職金は、久木野村で支給する。

- ア 昭和三十一年八月末日までに退職の申し出をした者一〇〇分の二〇〇
- イ 昭和三十一年一月末日までに退職の申し出をした者一〇〇分の一八〇
- ウ 昭和三十一年二月末日までに退職の申し出をした者一〇〇分の一六〇
- エ 昭和三十一年八月末日までに退職の申し出をした者一〇〇分の一三〇
- 4 合併前に退職する特別職の退職手当は、久木野村において支給する。

(七) 嘱託員

久木野村の嘱託員の定数、手当額は、現在そのまま継承し、水俣市の駐在事務所長の任期更新の時に定数、手当を考慮する。

(八) 債権債務

久木野村の債権、債務は、明細書通りすべて継承する。

(九) 財産処分

久木野村有の基本財産(林野)は、財産区を設置し、その他の久木野村の有する一切の財産は、水俣市に引き継ぐ。財産区に対する協定書は、別記の通りである。

(一〇) 消防団

副団長一名を増員して、これを久木野村より任命し、分団の組織はそのままとする。待遇等は、水俣市と同一とする。

(一一) 税率

課税済のものは、本年度に限りそのままとする。未課税のものは、水俣市と同じ税率とする。来年度からは、全部水俣市と同じ税率とする。

(一二) 大字の名称

大字の名称および区域は、従来そのままとする。

(一三) 国民健康保険

1 久木野村国民健康保険事業は、水俣市に統合する。

2 久木野村国民健康保険運営協議会は解消するが、水俣市国民健康保険協議会委員については、将来別途考慮する。

3 久木野村営の簡易水道事業は、水俣市に統合し、料金等は、検討する。

4 久木野村診療所は、水俣市立病院の分院とする。

5 久木野村に駐在保健婦を配置する。

(一四) 公民館

久木野村公民館は、水俣市公民館の分館として存置する。分館長は、久木野村教育長を充てる。

(一五) 小・中学校の通学区域

通学区域は現在そのままとし、湯浦町古石、上小場から現在通学中のものは、これを認める。

(別記)

財産区に関する協定書

水俣市と久木野村の合併促進協議会の協議により次の通り協定する。

(一) 久木野村有林(原野、採草地を含む)は財産区とし、水俣市と財産区の収入の割合は、施業案に基づき処分等に要する経費を控除した純益金のそれぞれ

業 態 別 割 合						面 積 平 方 米	戸 数	人 口	区 分	
都 市 的 業 態			そ の 他 の 業 態						水 俣 市	関 係 市 村
計	農 業	そ の 他	計	そ の 他	商 工 業			水 俣 市	水 俣 市	久 木 野 村
九、八六五	九、一三七	六、二三八	四〇、二七二	二七、九九八	二二、二七四	一六四・〇一	一〇、一七一	五〇、〇九七	四、八三九	三、二二六
七、〇〇九	六、四九三	五、六	三九、八三〇	二七、七九八	二二、〇三二	二四・〇〇	九、五六二	四、八三九	三、二二六	三、二二六
二、八五五	二、七四四	一、二	四四・二	二〇〇	二四・二	四〇・〇一	六〇九	三、二二六	三、二二六	三、二二六

5 合併時の関係市村の現況表

市村名	長	助 役	収 入 役	議 長	副 議 長
水俣市	橋本 彦七	大崎 金平	徳富万登躬	尾田 学	原 斗蔵
久木野村	吉井喜三郎	大川 栄喜	古里 等	南 恒雄	森山 寿蔵

4 合併時の三役及び正副議長

- れ次に掲げる割合とする。
- 1 水俣市、純益金の二割
 - 2 久木野財産区 純益金の八割
- (二) 財産区の区域内の公共施設の改修に要する資材としての原木の供給は、従来の慣習の通り認める。
- この場合、予め財産区管理者の承認を得るものとする。
- (三) 水俣市および財産区は、前項に定めた協定を忠実に履行するものとする。
- この協定は、昭和三十一年九月一日から施行する

官 公 署	中 学 校 以 上 の 学 校		国 税 納 税 額 千 円	市 町 村 税 納 税 額 千 円	前 年 度 予 算 総 額 千 円	会 社、工 場、事 業 場 (資 本 金 五 百 万 円 以 上)	生 産 額		
	中 学 校	高 等 学 校					計 千 円	そ の 他 千 円	農 産 千 円
三 四	六	一	一四〇、四〇二	九七、五二三	二五〇、九八六	三	四、五六〇、〇〇〇	二九六、七八〇	三、四四、七九六
三 三	五	一	一三七、八八四	九六、二四九	一三五、三五三	三	四、五六〇、〇〇〇	二五四、五〇〇	三、八二、三六
三	一	一	二、五二八	一、二六四	一五、六三三	一	一	四、二八〇	二六、五七〇